

# 平成25年第1回佐川町議会臨時会会議録

招集年月日 平成25年4月26日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成25年4月26日 午前9時3分宣告

開 議 平成25年4月26日 午前9時3分宣告

応 召 議 員 1 番 森 正彦 2 番 片岡 勝一 3 番 松浦 隆起  
4 番 岡村 統正 5 番 坂本 貞雄  
7 番 氏原 義幸 8 番 松本 正人 9 番 永田 耕朗  
1 0 番 西村 清勇 1 1 番 今橋 壽子 1 2 番 嶋崎 正彦  
1 3 番 徳弘 初男 1 4 番 藤原 健祐

不 応 召 議 員 6 番 中村 卓司

出 席 議 員 1 番 森 正彦 2 番 片岡 勝一 3 番 松浦 隆起  
4 番 岡村 統正 5 番 坂本 貞雄  
7 番 氏原 義幸 8 番 松本 正人 9 番 永田 耕朗  
1 0 番 西村 清勇 1 1 番 今橋 壽子 1 2 番 嶋崎 正彦  
1 3 番 徳弘 初男 1 4 番 藤原 健祐

欠 席 議 員 6 番 中村 卓司

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	榎並谷 哲夫	教 育 次 長	岩本 敏彦
副 町 長	西森 勝仁	産 業 建 設 課 長	渡辺 公平
教 育 長	川井 正一	健 康 福 祉 課 長	下川 芳樹
会 計 管 理 者	西森 恵子	町 民 課 長	横山 覚
総 務 課 長	岡林 護	国 土 調 査 課 長	氏原 敏男
税 務 課 長	田村 秀明	農 業 委 員 会 事 務 局 長	氏原 謙
収 納 管 理 課 長	橋掛 直馬	病 院 事 務 局 長	笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議事日程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。  
11番 今橋 壽子 12番 嶋崎 正彦

平成25年第1回佐川町議会臨時会議事日程〔第1号〕

平成25年4月26日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長挨拶
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度佐川町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号））
- 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例の一部改正について）
- 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第9 議案第48号 平成25年度佐川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第49号 工事請負契約の締結について

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまから、平成 25 年第 1 回佐川町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、中村卓司議員より欠席の届けがっております。

ここで、日程に先がけまして、4 月に町職員の人事異動がっております。

佐川町議会先例集の定めるところにより、新任者の紹介をしますので、御起立ください。

議会事務局長、河添君。続きまして税務課長、田村君。続きまして収納管理課長、橋掛君。

以上の方々です。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日の日程は、お手元に配付のとおりとします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、11 番今橋壽子君、12 番嶋崎正彦君、両名を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 1 日に決定しました。

日程第 3、町長挨拶を行います。

町長（榎並谷哲夫君）

おはようございます。あしたから、いよいよゴールデンウィークがスタートいたします。きょうは素晴らしい天気にも恵まれました。議員の皆さんには、大変、25 年度は、いろいろ行事がこれから続く中、大変お忙しい中、また、これから農繁期に入る、そんな忙しい時期でございます。

きょうは第 1 回の臨時議会をお願い申し上げたところ、議員の皆さんには出席をいただきまして、まず、厚く御礼を申し上げたいと思えます。

今回、臨時議会をお願い申し上げた主な内容につきましては、御

案内のように、玉割小橋、これは町道の橋でございますけども、この上部工、先ほど入札をいたしまして、これの議決案件が主な議題でございます。それに加えて、御案内のように承認案件を5件、これは、24年度の補正予算等でございます。そして25年度の一般会計の補正予算、これ1件、お願いを申し上げます。

大変、忙しい中でございますけども、5件と2件、提案をさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

以上で、町長挨拶を終わります。

日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度佐川町一般会計補正予算（第7号））から、日程第10、議案第49号、工事請負契約の締結について、まで、以上7議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（榎並谷哲夫君）

それでは、御説明を申し上げたいと思います。まず、承認第1号でございます。平成24年度佐川町一般会計補正予算（第7号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ1億6万4,000円を追加補正いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ64億4,902万1,000円とし、地方自治法179条第1項の規定により、平成25年3月29日に専決処分をしたものでございます。

承認第2号、平成24年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ69万2,000円を追加補正をいたしまして、総額を歳入歳出それぞれ18億1,416万4,000円とし、同法同条項の規定により、平成25年3月29日に専決処分をしたものでございます。

承認第3号、平成24年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ140万9,000円を減額補正いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ5,270万6,000円とし、同法同条項の規定により平成25年3月29日に専決処分をしたものでございます。

承認第4号、佐川町税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正する法律が、平成25年3月30日に公布されたことに伴い、佐川町税条例の一部を改正する条例を、地方自治法179条第1

項の規定により、平成 25 年 3 月 30 日に専決処分をしたものでございます。

承認第 5 号、佐川町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が、平成 25 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法 179 条第 1 項の規定により、平成 25 年 3 月 30 日に専決処分をしたものでございます。

以上、5 件の承認につきまして、御承認を求めるものでございます。

続きまして、議案について御説明を申し上げます。

議案第 48 号、平成 25 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 708 万 8,000 円を追加補正いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 64 億 9,666 万 3,000 円とするものでございます。

議案第 49 号、工事請負契約の締結につきましては、平成 25 年 4 月 19 日に入札を行いました平成 25 年度、これは繰越明許でございます町道市ノ瀬線道路改良工事請負契約締結について、議会の議決すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の方法は、指名競争入札、契約金額は、7,539 万円。契約の相手方は、高知県南国市岡豊町中島 356 番地 1、株式会社鉄建ブリッジ、代表取締役森下伸裕です。

以上が、本臨時会に提案させていただく付議事件でございます。詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、どうか、よろしく願いを申し上げます。以上でございます。

総務課長（岡林護君）

おはようございます。私からは、承認第 1 号の専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐川町一般会計補正予算（第 7 号）につきまして、詳細を御説明申し上げます。

平成 24 年度佐川町一般会計補正予算書の、これの 4 ページ、5 ページをごらんいただきたいと思います。

まず 4 ページのほうですが、繰越明許費の補正であります。今回につきましては、廃止と、繰越明許を廃止する件であります。この地域住宅交付金事業の池田団地外壁改修工事なんです、これ、先の 3 月議会で、安倍内閣の緊急経済対策で、24 年度の前倒し事業の

1つとして繰越明許費に計上いたしておりました。ただですね、平成24年度が補助がつかないということになりまして、それで繰越明許を廃止いたしますが、平成25年度に補助がつくということですので、平成25年度の予算で工事は行っていくということになります。

続きまして、5ページの地方債補正のほうです。これも廃止の案件でございます。これは、先ほど申し上げました地域住宅交付金事業の池田団地、そしてその下が斗賀野町営住宅建設事業。それぞれ290万ですが、これは地方債を見込んでおりましたが、基本的にはですね、住宅関連の地方債は、交付税算入はないということでありましたけど、前倒し事業であることから、つく可能性もあるということで、地方債を見込んでおりましたが、やはり、この2件につきましては、交付税算入がないということがはっきりいたしましたので、今回、廃止するものでございます。

次、10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入です。一番上の地方揮発油譲与税から一番下の地方特例交付金、それぞれ△もしくは増額の補正となっておりますが、これらにつきましては、額の確定による増減でございます。

続いて12ページ、13ページをごらんいただきたいと思います。

まず、一番上の地方交付税です。普通交付税が649万6,000円。そして特別交付税が1億8,064万3,000円の増額補正であります。これは、地方交付税の普通交付税、そして特別交付税の額が確定したことによります増額補正でございます。

なお、特別交付税につきましては、当初予算で1億円を計上しておりましたので、合わせて2億8,000万余りということになります。左側の、12ページの計のところをごらんいただきますと、普通交付税、特別交付税合わせまして28億5,145万7,000円。これが、確定した交付税の額であります。

それから、もう少しおりまして13款国庫支出金の1節住宅費補助金、地域住宅交付金の△の345万円。これにつきましては、初めに、冒頭で御説明いたしました池田団地の24年度の補助がつかないということで、減額をいたしております。

それから、もう少し下のほうの17款繰入金の1節財政調整基金繰入金、△の6,975万8,000円。最終的に、平成24年度予算につきましては、財政調整基金は繰り入れる必要がないということにな

りましたので、ここで減額をいたしております。なお、12 ページの計をごらんいただきますと 0 とありますが、財政調整基金の繰り入れは必要ないということになりました。

そして、一番下ですが、20 款町債の 3 節住宅整備事業債、これ補正予算債△の 580 万。これは、24 年度前倒し事業いくつかありましたが、その補正予算債のうちですね、冒頭でも御説明いたしました池田団地と、それから斗賀野町営住宅、この 2 件につきまして減額をするものでございます。

続いて 14 ページ、15 ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳出です。一番上ですが、2 款の総務費。25 節の積立金、財政調整基金積立金 1 億 705 万 2,000 円ということの積み立てをいたします。これは、今回、専決、この一般会計の 24 年度、専決いたしまして剰余金が生じたということで、この財政調整基金にこれだけ積むということになります。

そして、下のほうですが、7 款土木費の 15 節工事請負費、池田団地外壁改修工事。これは今までも御説明いたしましたが、これの 24 年度が 25 年度に変わったということで△の 690 万円です。

続いて、16 ページ、17 ページをごらんいただきたいと思います。

9 款の教育費の学校給食の特別会計繰出金の△の 51 万 6,000 円。これは、学校給食費の現年分の滞納が、この分、少なかったことにより繰出金の減額であります。以上でございます。

町民課長（横山覚君）

おはようございます。それでは、私から、承認第 2 号、平成 24 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、療養給付費と負担金や県の交付金の確定によります補正となっております。補正予算書の事項別明細書により説明させていただきます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

歳入です。一番上の段の表です。3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金の 1 節現年度分につきましては、平成 24 年度の療養給付費等負担金額の確定によりまして、1,288 万 4,000 円を、また 2 節の過年度分につきましては、平成 23 年度の療養給付費負担金の追加交付額の確定によりまして、26 万 1,000 円の増額補正を行っております。



2段目の表です。6款県支出金、2項県補助金、1目財政調整交付金、2節2号交付金につきましては、県の交付金の確定によりまして、257万2,000円の増額補正を行っております。

一番下の表をごらんください。

9款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険財政調整基金繰入金の1節財政調整基金繰入金につきましては、先ほどの療養給付費等負担金や県の交付金が増額されることに伴いまして、1,476万8,000円の減額補正を行うものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

歳出のほうです。最後の端の段の表をごらんください。9款基金積立金、1項基金積立金、1目の財政調整基金積立金、25節の積立金につきましては、財政調整基金の利子が確定いたしましたことによりまして、その積立てを行う額が、この69万2,000円ということで補正を行っております。以上でございます。よろしくどうぞお願いします。

教育次長（岩本敏彦君）

それでは、私から、承認第3号、平成24年度学校給食特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。

歳入でございます。保護者負担金の148万4,000円の減額につきましては、当初、予算時の児童生徒数が実人数での減となったことにより、また、学校行事、インフルエンザ等の欠食などで、保護者負担金が減少したことによるものです。

次に、滞納繰越分の59万1,000円につきましては、徴収額を当初100万円計上しておりましたが、59万1,000円多く徴収できたことにより増額補正をいたしました。

次に、一般会計繰出金につきましては、現年度の保護者負担金の徴収率の増により、一般会計からの繰入金を51万6,000円減額補正をするものです。

次のページをお開きください。

歳出でございますが、歳入での保護者負担金の減額分と繰入金の減額分を受けて、11節需用費の賄い材料費を200万円減額するものです。28節繰出金の59万1,000円の増額につきましては、歳入で滞納徴収増となった分を一般会計へ繰出金とするものです。これにより給食費が140万9,000円の減額補正となります。

また、当初予算時に、保護者負担金を歳出の財源内訳で、一般財源としておりましたが、特定財源のその他の欄に計上するべきでありましたので、つけかえをさせていただいております。以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

税務課長（田村秀明君）

私のほうからですね、承認第4号、第5号を続けて説明させていただきます。

承認第4号、佐川町税条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。この改正は、地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日公布されたことを受けて実施するものです。参考資料で説明をさせていただきます。

参考資料、承認第4号をごらんください。

この資料は、地方税法の一部を改正する法律の概要ですので、今回の改正以外の記載がありますので、この中で、関係する主要なものを説明させていただきます。

まず、1の復興支援のための税制上の対応でございますが、東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋にかかる固定資産税等の課税免除等を1年間延長を行うものです。

次に、2の住宅・土地税制でございますが、個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充は、所得税の住宅ローン控除適用者について、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で、個人住民税から控除を行うものです。現行はですね、平成25年の12月までが期限となっているものを、平成29年12月まで延長するものです。

また、平成26年4月から平成29年12月までの入居者は、控除限度額を5%から7%、最高13万6,500円に拡充するものです。なお、この措置による平成27年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補填されます。

次に、4の納税環境整備でございますが、延滞金の利率の見直しがされるものです。国税の見直しに合わせて、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を下げるものです。延滞金14.6%から9.3%、納付期限が1カ月以内のものについては、4.3%から3%、また、還付加算金については4.3%から2%になるものです。なお、この割合は、財務大臣が告示する額が1%の場合でございます。以上が主要

な改正となります。今回の改正は、納税義務者の方々にとって負担が軽減される措置となっております。内容説明については以上です。

最後に、議案の最後のページをお開きください。附則のほうを読ませていただきます。

(以下、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて(佐川町税条例の一部改正について)」専決処分書「附則(施行期日)第1条」朗読)以下については、読むのを省略させていただきます。

以上が、第4号の承認になります。よろしく申し上げます。

続きまして、承認第5号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

この改正は、先ほどの佐川町税条例の一部改正と同じように、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことを受けて実施するものです。

参考資料で、主な、主要なものを説明させていただきます。参考資料(承認第5号関係)をごらんください。

上段の枠、平成25年度税制改正の大綱の抜粋でございますが、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化することと、特定世帯に係る世帯別平等割を最初の5年間2分の1の減額をする現行措置に加え、その後3年間4分の1軽減することが主要な改正となります。

中段の枠に例がございます。夫婦二世帯、夫が75歳以上、妻が75歳未満。平成20年3月までの後期高齢者医療制度前の軽減は35万に世帯に属する被保険者数を乗じた額、この例では、夫と妻の二人であったものから、現行制度では35万に、世帯に属する被保険者数を乗じた額と特定同一世帯所属者の合計数例では、世帯に属する被保険者は妻となります。特定同一世帯所属者は、国保から後期高齢者医療に移行した夫となります。ここの赤字アンダーラインのところは、移行後5年間に限っていたものから恒久的な措置となるものです。

次に、②の世帯割に係る配慮ですが、国民健康保険税額は、均等割額と世帯割額からなっています。二世帯で、一人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国保に残った世帯、特定世帯といいますが、となる者について、世帯割額を半分にする措置について、軽減割合を現在の半分、4分の1として、3年間延長するものです。

下のですね、図を見ていただきたいと思います。

左が平成 20 年 3 月までの制度で、次の図が、現行制度です。夫が、後期高齢者制度に移行した場合、国保の世帯割額は、移行後 5 年間は 2 分の 1 の軽減であったものに加え、右の図でございますが、その後さらに 3 年間 4 分の 1 の軽減措置を行うものです。内容につきましては、以上です。

また、議案の最後のページをお開きください。附則について読まさせていただきます。

附則、(施行期日)、1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 16 項の改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。(適用区分) 以外については、読むのを省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

総務課長(岡林護君)

議案第 48 号、平成 25 年度佐川町一般会計補正予算(第 1 号)につきまして、詳細を御説明申し上げます。

この補正予算書の 8 ページ、9 ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございますけど、まず、繰入金。財政調整基金繰入金ですが、673 万 5,000 円。これは今回の補正に当たりまして、財調基金から繰り入れるものでございます。

そしてその下の、19 款諸収入の 3 節雑入 35 万 3,000 円。これにつきましては、歳出のところでも御説明をいたしますが、牧野富太郎ふるさと館の裏山の伐採木の売却収入を見込んでおります。

続いて、10 ページ、11 ページをごらんください。

歳出です。2 款総務費、17 節公有財産購入費、これの用地購入費が 206 万 8,000 円です。これは、去る 4 月 24 日、これは牧野博士の誕生日に当たりますけど、4 月 24 日にオープンして、そして旧暦の誕生日に当たります 6 月 2 日に落成式典を行います牧野富太郎ふるさと館、これ 6 月 2 日は、浜口邸の落成も一緒に兼ねて行いますが、その牧野富太郎ふるさと館の裏山の購入費でございます。

この買収目的といたしましては、この同ふるさと館の金峰神社につながる裏山一帯というのは、博士の子ども時代の遊び場でもありまして、植物に親しむ場所でもありました。いわば、博士の聖地と言える場所でもあります。このため、今後、歴史まちづくり事業に位置づけ、活用を図るために、この裏山一帯をストックすることに

いたしました。

この用地につきましてはですね、地目が山林で4筆です。公簿面積が5,744平米ということになります。なおですね、この山林に植生いたします木材、これは林齢が50年ぐらいだと思われませんが、杉とか桧に当たります。これにつきましてはですね、地権者から寄附していただくということになっております。

それから次、6款の商工費、13節委託料、牧野富太郎ふるさと館裏山山林伐採等委託料でございます。これについてはですね、この場所は、50年ほど前までは、人工林ではなく、何か浅黄の山ということで、春は新緑、秋は紅葉が楽しめる里山であったようでございます。

そこで、フケともなっております山裾の人工林を伐採いたしまして、昔の自然林に戻すとともに、牧野植物園の専門家や歴史的風致維持向上計画協議会の意見を聞きまして、牧野博士生誕地にふさわしい里山景観整備を行うということのために伐採をするものでございます。なお、伐採箇所の一部に、老朽化した住居と小屋がありますので、この委託料には、その撤去費と産業廃棄物の処理費も含まれております。

それから次、8款消防費、13節委託料、佐川町地域防災計画改訂等作業委託料267万8,000円です。これにつきましては、既に当初予算で、地域防災計画の見直しと職員初動マニュアルについては、予算を計上いたしておりますが、BCPいわゆる業務継続計画ですが、これについて補正をするということでございます。

ただ、あくまでもこの3つの計画というのは、関連をしておりますので、連動して作成するというところで考えておりますが、その意味あいにおいて割安になったと。もしこれを単体で組むと、これよりもかなり高くなるんですが、連動してつくるということで割安になったということで、この額を計上しております。以上でございます。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。議案第49号、工事請負契約の締結について、の補足説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております参考資料のほうをごらんください。まず、1ページ目に、入札結果の概要をお示ししてございます。入札日時、平成25年4月19日、予定価格7,651万円。最低制限価格

6,120万8,000円。落札価格7,180万円。第1回入札、落札業者名は、株式会社鉄建ブリッジでございます。

あと、指名競争入札に参加業者、こちらにお示ししております6業者でございます。また、入札書記載金額もこちらに書いておるとおりでございます。工期は、25年12月28日となっております。

次に、1枚大きな図面があると思いますが、そちらをおあけください。

当工事につきましては、昨年3月でしたか、国の緊急経済対策によります補正予算を組まさせていただきます、繰越明許になったものがございます。その上部工のうち、桁部分の施工するものがございます。桁の構造は、鋼製桁としてございます。

側面図、左の上のほうは側面図になってございますが、こちらをごらんいただきますと、橋長、橋の長さが56.4メートルとなっております。このカラーの部分が、この契約事業によりまして実施する鋼製桁の部分でございます。

さらに、その下のほうの図面には平面図がございます。この赤で、カラーで示された部分が、今回やるものございまして、横線が入っておるのが主桁でございます。主桁は4本となっております。また、横に入っておるのが横桁でございますが、これの概要につきましては、右上に断面図がございます。

断面図を見ていただきましたら、このカラーのついた部分、縦の線が、これは主桁ございまして4本でございます。その中に、右のほうしんには中間支点横桁、また真ん中には分配横桁、左の端が中間対傾構というふうに示されてございますが、これは断面の、それぞれ部分を示すものございまして、中間支桁、横桁、中間支点横桁というのは、左の平面図、左の下の平面図の橋脚の上部をこの形でするものがございます。

また、分配横桁というものは、この真ん中の、断面図の真ん中の図でございますが、こちらは、主桁構造において荷重による力を各主桁に分配する役割を持っておるといふものございまして、今、申しました中間支点横桁の、平面図の左のほうが県道でございます。右側が市の瀬側になってございますが、県道側のほうに2カ所、市の瀬側のほうには1カ所設置するものがございます。

また、この断面図の左の端にあります中間対傾構、これは、横倒れ防止とか地震の際に、地震荷重の横荷重を主桁へ伝達するとかい

うような役割があるようでございますが、平面図のほうの、見ていただきましたら、中間支点横桁の県道側に3カ所、市の瀬側に4カ所設置する構造の内容でございます。

なお、この上部工の断面図見ていただきましたら、右上の断面図見ていただきましたら、カラーのついておる部分の上側の上部工部分ですが、床版、これは鉄筋コンクリートであり、その後もアスファルト舗装するものです。さらに、高欄部分ですが、これは25年度の当初予算で組まさせていただきます予算で実施するものでございます。この、当工事におきましては、今申しました桁の構造、鋼製桁として実施するものでございます。なお、この橋の全幅は、7.7メートルとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

以上で、承認第1号から議案第49号までの提案理由の説明を終わります。

日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度佐川町一般会計補正予算（第7号））、質疑を行います。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度佐川町一般会計補正予算（第7号））、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

日程第5、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））、質疑

を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(平成24年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(平成24年度佐川町学校給食特別会計補正予算(第1号))、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(平成24年度佐川町学校給食特別会計補正予算(第1号))、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

日程第7、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(佐



川町税条例の一部改正について)、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(佐川町税条例の一部改正について)、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

日程第8、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて(佐川町国民健康保険税条例の一部改正について)、質疑を行います。

5番(坂本貞雄君)

大変失礼しました。一括と思って勘違いをしておりました。

この承認第5号関係の参考資料で、①、②とございます。これを読みましても詳細がわかりませんが、端的に言いまして、現行に比べて、この①、②がやられますと、保険料というのは、高くなるもんですか、安くなるもんですか。お願いします。

税務課長(田村秀明君)

端的に言いますと、安くなります。まず、恒久化されるということで、ずーっと、5年間であったものが恒久化されるということとですね、それから国保の世帯割ですね、が、最初5年間が2分の1であったものですね、さらに、5年の後3年間が、さらにその4分の1ということで、4分の1が3年間軽減されますので安くなります。

議長(永田耕朗君)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第5号、専決処分承認を求めることについて(佐川町国民健康保険税条例の一部改正について)、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

日程第9、議案第48号、平成25年度佐川町一般会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。

4番(岡村統正君)

この牧野富太郎ふるさと館、裏山の伐採でございますけれども、伐採等とありますから、多分、先ほど総務課長のほうから御説明がありましたけれども、この伐採をした後の、要するに、全部処分をするわけですよ。その木材を売った代金が、こちらの雑収入で入るということですか。で、この234万2,000円というのは、伐採の費用も当然入っちゃうと思うんですが、その費用自体は、どういった形で算出をされましたんでしょうか。

町長(榎並谷哲夫君)

お答えいたします。伐採につきましては、これは仁淀川森林組合のほうに見積りを依頼をいたしまして、それ概算で計上させていただいております。

なお、総務課長のほうから説明いたしました、いわゆる小屋の残存がございまして、その処分等についても業者のほうに見積りを取って、一応計上させていただいております。以上でございます。

4番(岡村統正君)

そしたら、適正な、その価格で処分できるということによろしゅうございますね。

町長(榎並谷哲夫君)

伐採につきましては、御案内のように森林組合等に、町としては、いろいろな形で御支援をいただいております、それは適正な価格であるというに思っておりますし、また廃材の処理につきましても、

そうした専門の業者の見積りを依頼してございますので、これは適正な価格であるというに、私は確信をいたしております。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

8 番（松本正人君）

この説明では、もうかるということでございますけれども、これほどもうかるろうかという疑問もございます。これ以上もうかりや、後で補正があったときでも文句はないですけれども。見込みが大きく少なかった場合はですね、それ、いかんとは言いませんけれども、ちょっと不都合ではないかと、いうふうに思うんですが、そこらへんはどのようにお考えですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。これは、申しわけございませんけれども、材木売って、もうかるということにはなっていないでございます。伐採費用が、随分かかるということでございます。なお、実施に当たりましては、適正に、材木の収入につきましても、できるだけ高く売れるような算段もしながら、適正に執行してもらいたいというに思っております。

ただ、今、大体 50 年生の桧、杉でございますけれども、今、原木の価格というのは非常に安く推移をしております。かなり、高めの価格には設定してございませんけれども、なお、今後については、随分と、残りの材木ございますから、民間業者等の競争原理も取り入れながら、できるだけ収入が増えるような形で執行してはまいりたいというに思っております。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 52 分

再開 午前 9 時 53 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 48 号、平成 25 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成全員。

したがって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 49 号、工事請負契約の締結について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 49 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます  
賛成全員。

したがって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（榎並谷哲夫君）

一言御挨拶を申し上げます。冒頭に申し上げました、大変お忙しい中ではございましたけども、臨時議会、議員の皆さんには御協力をいただきまして、承認案件 5 件と、そして議案、補正予算も含めて 2 件、全会一致で可決をしていただきまして、まことにありがとうございました。

なお、先ほど、御質問ございました税条例の改正等につきましては、これは国の今後の推移も見守っていかなければなりませんけども、できるだけ町民の方々に負担をかけないような方向でいただいたらいいかなあというに感じたわけでございます。

なお、25年の補正予算で買収を決めていただきました牧野生家の再現の裏山でございますけども、このことにつきましては、議員の皆さんに大変御協力をいただきまして、私どもとしては、なお、今後において、牧野富太郎博士の顕彰をしながら、そして子どもたちにも、やはり、自然に親しむ、あるいは植物に親しむ、そうした子どもたちを育てていくような環境整備が、これ、できるんじゃないかというに思っております。

なお、その整備等につきましては、これから牧野植物園の稲垣さんあたり、植物専門家も交え、さまざまな意見を賜りながら、あそこが、子どもたちにも、ほんとに魅力のある、まさに牧野富太郎の聖地になるような形で、今後整備を進めてまいりたいというに考えておりますので、議員の皆様もぜひ、町民の方々にも、ぜひ御意見を賜りながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

なお、これから農業は忙しくなるし、そして議員の皆さんは、参議院選挙も控え、そして任期もこの10月で全うするというところでございまして、大変お忙しい時期ではございますけども、どうぞ、お体には気をつけられて、それぞれの地域で頑張ってくださいようによろしくお願ひ申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

本日の会議は、これもちまして終わります。

平成25年第1回佐川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前9時58分